

令和7年

区民委員会会議録

とき 令和7年1月20日

品川区議会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年1月20日（月） 午後1時00分～午後2時57分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 高橋 伸 明 副委員長 吉田 ゆ み こ
委員 せ お 麻 里 委員 ゆ き た 政 春
委員 安藤 た い 作 委員 藤 原 正 則
委員 石田 し ん ご 委員 おぎのあやか

出席説明員 川島 地域 振興 部長 宮澤 地域 活動 課長
河合 生活 安全 担当 課長 今井八潮まちづくり担当課長
築山 戸籍 住民 課長 小林 地域 産業 振興 課長
栗原 創業・スタートアップ支援担当課長 辻文化観光スポーツ振興部長
大森 文化 観光 戦略 課長 三井 スポーツ 推進 課長
横田 デジタル 推進 課長

○午後1時00分開会

○高橋（伸）委員長

ただいまより、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察報告書について、および、その他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、7名の傍聴申請がございますので、ご案内させていただきます。

1 報告事項

(1) 「公共の場所における喫煙に関する規制強化および公衆喫煙所の整備促進の考え方」に係るパブリックコメントの結果について

○高橋（伸）委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)「公共の場所における喫煙に関する規制強化および公衆喫煙所の整備促進の考え方」に係るパブリックコメントの結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河合生活安全担当課長

私からは、「公共の場所における喫煙に関する規制強化および公衆喫煙所の整備促進の考え方」に係るパブリックコメントの結果について、報告させていただきます。

資料をご覧ください。

項番1、公表した考え方です。内容につきましては、昨年11月6日の区民委員会において報告させていただいた内容になりますが、(1)の検討している規制強化案として、条例改正により、現行では区内全域の公共の場所を、努力義務として、歩きながらの歩行喫煙を禁止していたものを、立ち止まっただけの喫煙を含めて、罰則なしの禁止規定として喫煙禁止とするものと、(2)の公衆喫煙所の整備促進として、公衆喫煙所の整備が進んでいる周辺の区における民間公衆喫煙所の設置等の助成事業を参考として、助成率の引上げなどを検討しているものになります。

そして項番2のとおり、昨年12月1日から12月27日までの間、項番3、4の方法により意見を募集いたしました。

なお、パブリックコメント実施のご案内を、しなメール、SNSでも配信し、広く意見を募集いたしました。

項番5の寄せられた意見の件数等ですが、59人の方々から106件のご意見をいただきました。

なお、件数については、1回の提出でも、項番6のように内容ごとに分類し計上しております。

項番6の寄せられた意見の要旨です。意見の分類の感じをつかんでいただくために、別紙の意見の要旨の抜粋をご覧ください。

こちらは、ご意見の表現を残したまま要約したもので、代表的なものを抜粋したものになります。

上側が検討している規制強化案に対しての意見となり、規制強化に対して肯定的な意見と否定的な意見に分けられます。そして肯定的な意見は4つの分類に分けられ、上から、特に追加要望等がなく賛成する内容のもの。次に、区内全域で過料を5,000円にしてほしいとか、罰則なしでは効果が期待できないなどの罰則の強化を求めるもの。次に、違反発見の際の連絡先の周知や、たばこの販売店に条例

を告知するポスターを貼ったほうがよいなどの広報啓発の強化を求めるもの。次に、家の窓から顔を出して喫煙しているものの規制や、道路に面している喫煙所の煙対策の義務化など、私有地の規制を求めるものになり、その下が否定的な意見となります。

下段が公衆喫煙所の整備促進に対する意見で、同じように肯定的な意見が、追加要望等なし、密閉型喫煙所の設置などの煙の流出防止対策を求めるもの、駅や公園などの整備する場所を求めるもの、紙巻きたばこと加熱式たばこのエリア分けを求めるものに分けられ、一番下が否定的な意見となります。

これらの意見の割合につきましては、資料に戻っていただきまして、項番6をご覧ください。

(1) が検討している規制強化案に対するもので、31人から40件の意見をいただきました。そのうち、規制強化に対して肯定的な意見が24人、約77%、意見数33件でした。意見数の内訳は、追加要望等なしが8件、罰則強化を求めるものが最多の15件、規制に関する広報啓発の強化を求めるものが6件、公共の場所に面している私有地の規制を求めるものが4件でした。そして規制強化に対して否定的な意見が7人、約23%、意見数7件でした。

(2) 公衆喫煙所の整備促進に対するものが33人、意見数36件でした。整備促進に肯定的な意見が30人、約91%、意見数33件で、内訳が追加要望等なしが8件、密閉型喫煙所設置などの煙の流出防止対策を求めるものが12件、整備する場所を求めるものが10件、紙巻きたばこと加熱式たばこのエリア分けを求めるものが3件でした。そして、否定的な意見が3人、約9%、意見数3件でした。

そのほか、(3)として、考え方に対する意見ではなく、現在の路上喫煙や法律に関する個別的な苦情等、現状に対する意見要望が30件ございました。

これらのいただいた意見を踏まえ、区の考え方を示す形により、項番7のとおり、今般、パブリックコメントの結果を公表する予定です。

別紙の抜粋した意見以外のもも掲載いたしますので、その際にご確認いただければと思います。

なお、現時点における区の考え方としましては、区民も規制強化と公衆喫煙所の整備促進の両輪による喫煙対策を求めていますので、それを実行していくこととし、規制強化に関しましては、検討中の案よりも強い規制を求める声が多いですが、罰則の強化につきましては、やはり公衆喫煙所の不足、段階的規制強化の観点から、現時点では検討案が妥当だと考えております。

また、私有地の規制については、健康増進法の配慮義務の規定がありますので、主管課の健康課と連携しながら、その周知活動と規定に基づく指導啓発に力を入れたいと考えております。そして喫煙の規制に関する広報啓発の強化は、掲示物の多言語対応や効果的な表示、警備会社の委託などの強化を検討しております。

公衆喫煙所の整備促進に関しましては、肯定的な意見が大半ですが、過剰な設置とならないように規制実態等を踏まえ、適正な配置を検討してまいります。煙の流出防止対策といたしましては、民間公衆喫煙所等の設置助成は密閉型を対象としておりますので、要望に沿ったものとなっております。また、公設のものについても、周囲の環境等を踏まえながら適正に対策を講じてまいります。

整備する場所については、駅周辺を中心に喫煙実態等を踏まえながら検討していくこととし、公園は地域に喫煙に関する課題があつて、周辺に指定喫煙所がないなどの場合に限って例外として検討することとして考えております。紙巻きたばこと加熱式たばこのエリア分けや公設の公衆喫煙所においては、周囲の環境等を踏まえながら、加熱式たばこ専用の喫煙所の増設などを検討してまいりたいと考えております。

最後に、現状に対する意見・要望等に関しましては、関係各課と情報共有し、連携しながら個別的

に対応していくこととしたいと考えております。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

最後に口頭で、パブリックコメントを受けての区のお考えを示されましたけれども、パブリックコメントの結果の公表に当たっては、パブリックコメントを受けて区としてはこういうふうに取り組んでいきます、こういうふうなことを考えていますという区の見解というのですかね、この案のとおりでいきますという一言になってしまうと、そうかもしれないですけども、そういった見解をつけるのでしょうか。つけてほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうかということが1つ。

それと、密閉型の煙流出対策についての意見が結構来ていますが、公園については適正に対策を講じていくということですが、現状で何かそういう課題とかで適正に対策していくというのは、どういうことを言っているのか、もう少し伺いたいというのが2点目です。

それと公園については、例外にということでしたけれども、例外というよりも、公園に喫煙所を設置するというのは私は反対なので、例外以上に絶対してほしくないのですけれども、それは要望でございます。取りあえずお願いします。

○河合生活安全担当課長

パブリックコメントの結果につきましては、今口頭でお伝えしましたように、それぞれの案件ごとに、区の考え方を示す形により結果を公表させていただきます。

なお、公園の設置につきましては、こちらは例外という説明を簡単にしていますけれども、基本は民間公衆喫煙所をベースに各地区で進めていきまして、そういったところでも整備が進まないところとか、個別に課題があった場合に限り検討するという形になります。その代わりに公園ですので、やはり煙の防止対策とかそういったものはコンテナ化を含めて、そういった対策が必要だと考えております。

具体的にはそれぞれ、今後喫煙実態等を踏まえた検討になりますので、具体的な検討というところは、公園課のほうで検討する形になりますので、こちらではちょっと回答を控えさせていただきたいと思えます。

○安藤委員

それと、これもちょっと分からないかもしれませんが、今後の対策として両立とかという話もよく出てきますけれども、やっぱり喫煙者を減らしていくことが大事なのではないかなと思っていて、様々な健康被害が指摘されているところですし、そもそも品川区としては、将来的に喫煙者を減らしていくという考えがあるのか伺いたいと思いますし、区内の喫煙者の数ですとか、率は減っているのでしょうか。直近で、もし比較できる数字などをお持ちでしたら、ご紹介いただきたいと思います。

○河合生活安全担当課長

1点目の根本的対策として喫煙者を減らすかどうかというところです。やはり、健康被害に関しまして、税収とかいろいろ話がありますけれども、やはり健康被害があると、影響があるという考えにのってやっておりますので、こちらとしては喫煙者が減っていく方向で考えていくべきではないかと考えております。

なお、率につきましては健康課のほうで、ホームページに出ているご案内のとおりになりますけれども、喫煙者数は微減を続けているという形になっております。東京都でも15%を切るような形になっ

ておりますので、減少傾向は続いていると認識しております。

○安藤委員

ありがとうございます。ほかの関連部署と連携して、本人にとっても喫煙しないで済むなら、少なくとも健康にとってはいいわけですから、ぜひその点からも必要な部署と連携して喫煙者を減少させていくという立場でお願いしたいと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。私はこちらを見て、パブリックコメントを約1か月やったわりには、件数として提出が59人というのは、少し少なかったのかなという気はしています。たった7人でも23%とかになってしまうような統計ですので、もうちょっと広くコメントが集まることを期待していましたが、ちょっと周知が足りていなかったのかなという気がします。

やっぱり、たばこを吸う方が集まるところというのは結構限られていますし、その煙が嫌だなど思う方も結構限られている。わりあい場所が特定していたりしますので、例えば子どもを遊ばせていて流れてくる煙が気になるお母さんとか、公園とか、または逆に吸っている人が多い喫煙スペースなどに、こういうパブリックコメントを今募集していますというQRコードを掲示して、いろいろなところに広く意見を募集したりとか、そういうのがあってもいいかなと思いました。そうしますと、規制をこれから変更していきますよという周知にもなりますので、そういった今後の広報も含め、少し方針があればお聞かせいただきたいと思います。

○河合生活安全担当課長

コメントが少なくて周知がどうなっているのかというところで、基本的にパブリックコメントの周知については区のホームページと広報しながらで、大体その他のパブリックコメントもそういう形でやっているのですけれども、今回は条例改正というところで広くご意見を頂戴したいということで、しなメールとSNSを個別に対応させていただいた状況でございます。今後、トラブルがあった喫煙所等での周知や掲示というものは、今後の参考にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○おぎの委員

ありがとうございます。今回は1歩踏み込んで周知をされていたということで、区全体に関わることで、また条例改正などを広く伝えていただけたらと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

パブリックコメントの意見については一部否定的な意見もありましたが、肯定的な意見が多いように見受けられます。

あと、11月の委員会で申し上げましたが、努力義務から罰則なしの禁止規定に変わることは、非常に歓迎したい内容だと思っています。

先ほどあった内容とも重なってくるのですけれども、パブリックコメントの周知の仕方、アンケートの実施の仕方について先日質疑をした内容で、課長から生活安全サポート隊のマイク広報とか、そういった効果があるところを少し検討していきたいとあったと思いますが、ここについて検討された内容と実施された周知の仕方について具体的などころがあれば、お聞きしたいと思います。

○河合生活安全担当課長

生活安全サポート隊が個別的にいろいろ対応する際に、パブリックコメントを実施しておりますとか、そういった形で対応させていただいたため、マイク広報は実施せず、広くというところは、しなメールとSNSで、また個別に吸っている方とか、そういった方も含めて、お声かけするような形で行ったところでございます。

○ゆきた委員

声かけもやっていただいたということを確認しました。不特定多数の方から幅広く多くの意見をお聞きできれば、それだけ多くのアンケートがあれば、アイデアも多く得られるのだらうと思います。パブリックコメントだと、強い思いがある方が具体的に述べられているところもあるのかなというような思いもあります。例えば、今ではグーグルフォームとかでQRコードを読み取ってもらって、スマホで簡単に通学・通勤途中に短時間で意見を集約する方法も一つあるのかなと思います。意見の集約の仕方について、不特定多数のところ幅広く意見を集約していくことも必要だと思いますが、この辺について最後にお聞きできればと思います。

○河合生活安全担当課長

考え方についての意見の募集としましては、一応こちらのほうで整理させていただいています。今後の周知のところで、委員からありましたQRコードの読み取りとか、そういったことは今後の参考とさせていただきますと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

ありがとうございます。以前から要望してきた内容が、今回の意見にまさに集約されているのではないかと思います。吸う場所がないというのがメインになってくるのかなと思うので、やっぱり早期に喫煙所の設置をやっていく必要があるのではないかなと思います。

先日、ある企業の方たち、若い社員の何人かと意見交換をしたのですが、やっぱりそこでも大井町周辺の喫煙所に関しては足りないという意見があって、何とかしてほしいという声もありました。

この否定的な部分のところでも、例えばたばこを吸わない人が納めている税金から支援をするのは納得いかない。だから僕は以前から言っているけれども、きちんとたばこ税でこれを設置したと書けばいいのですよ。お金に色がないというのだけれども、実際にたばこ税というのが入ってきていて、たばこを吸う人たちは、たばこ税を含んだたばこを購入しているわけですから、そういった一定の整備に関しては、そういったお金をきちんと使っているというのは、吸う人にも吸わない人にも非常に分かりやすいと思うので、ぜひその辺は検討していただきたい。いわゆる広報の部分をお願いしたいと思います。

あと、いわゆる日中にたばこを吸われている方たち、いわゆる働く人たちですね。その働く人たちは基本的には日中、街中でたばこを吸われる方たちが多いので、例えば、今いろいろな意見の取り方とかのお話が出ましたけれども、中小企業を所管する課が同じ部にあるのだから、僕はそこと連携して、日中働いている方たち、いわゆる昼間の区民の方たちの声というのは、企業に協力してもらって、そこから吸い上げていくというのが一番早いのではないかなと思うので、ぜひそういった連携ということを課同士で取っていただくと、よりよい意見がもらえるのではないかなと思うのですけれども、その辺について、どのように考えているのか教えてください。

○河合生活安全担当課長

たばこ税を使っているかどうか、その辺の広報の関係がどうできるかというのは、ちょっと私もまだ勉強不足で分かりませんので、主管課と確認しながらできるものから検討してまいります。

あと企業のほうですが、現在は大体、企業のビルに喫煙所がなくて外に出てきて吸っているというようなお話をいただいたときとかは、個別に企業のほうにそういった申入れ的なものを行うような形で対応しているのですが、公の場所でそういった申入れとかのお願いができるように、いろいろどういうふうにできるか検討してまいりたいと思います。

○石田（し）委員

ありがとうございます。もちろん、今インターネットを通じて様々な意見の取り方というのは簡単に早く取れるのですが、一方で、実際その現場の人たちというか、ふだんいる人たちの声を聞くには、僕は一番その企業に協力してもらって、そういった意見を吸い上げていくというのはとてもいい手段になるのではないかなと思うので、ぜひその辺は連携をしていただきたい。いつも皆さんは、連携を各課ですするというのだけれども、これこそがそういうときに役立つというか、日頃のお付き合いが生かされるものなのではないかなと思うのですよね。

特に今、品川区はスタートアップに力を入れていて、いっぱい企業を五反田に呼ぼうと言っていて、若い人たちもいっぱいいて、そういう人たちの声を、それこそ今までは紙ベースでやらなければいけなかったのが、それですら例えばネットを介して意見を聴取するというのはできるので、そういった部分も含めて、例えばスタートアップの企業に協力してもらって、どうしたら簡単に早く区内の企業から、そういった意見を区に吸い上げられるかというのを考えてもらうとか、そういういろいろな連携の仕方があると思うのですよね。ですので、そこはたばこだけではなくて、そういったものに活用していただきたいなと思うので、ぜひ連携強化を図っていただきたいと思います。これは要望で終わります。よろしくをお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せお委員

ご説明ありがとうございます。私がパブリックコメントを見ていて気になったというか、上段の検討している規制強化案に対しての意見の否定的な意見の、下の方ですね。これはすごくありがたい意見だなと思っていて、やっぱり喫煙所の整備が十分進んでいない中、禁止規定を広めるということで憂慮していますと、すごくいろいろなことを考えてくださっている文章だなと思うのですけれども、本当にそれで、予定では、先日の報告では、スケジュール案としては、もう4月から規制していく、喫煙所の整備も、民間への補助を含めて、それも同時にやっていくのですけれども、規制のほうが先で、絶対整備までのブランクがあるわけではないですか。その間に喫煙所がないエリアの方々とか、喫煙所を見つけれられない方々というのは、やっぱり私有地に行ってしまったりするのかなというのもあって、そこら辺のスピード感というか、そこら辺はどのように検討されているのかお聞かせいただきたい。

また、先日はいろいろな地点で吸っている方とかの調査をしていましたけれども、喫煙所が不足しているエリアの把握というのはどのようにされているのか教えてください。

○河合生活安全担当課長

1点、規制強化と喫煙所の整備、若干喫煙所の整備が遅れるのではないかとこのところですが、条例案が可決されたとして、施行は7月とか、そういった先に施行はする予定です。それまでの間、できる限り喫煙所の整備も進める形ですが、やはりそこがどこまでいけるかというのは、課題では

あると思っております。

ですので、喫煙者の方はクラブJ Tの喫煙所のマップを見て、結構喫煙所を把握するのですけれども、そちらに、飲食店や喫茶店で喫煙ブースを設けているところとか、そういったご案内も出しておりますので、そういったものを品川区のホームページにも連携協定を結んでいますのでアップしたりして、やはり喫煙所を全て整備しないと、というところでもないと思います。嗜好品の面もありますので、コーヒーを飲みながらというところもご案内できるような形で、そういったところは喫煙所を整備しながら、そういったご紹介ができるように対応していきたいと考えております。

喫煙所の不足エリアにつきましては、今ご説明したクラブJ Tのマップも含めて、こちらで喫煙所を設置しているところ、またいろいろ申入れなどをして今後協力していただきそうな場所というのは今把握しておりますので、ある程度ここは今後不足しそうだとか、そういった予測はできております。そこは具体的に申入れをするなどして、喫煙所の整備をしていきたいと考えております。

○せお委員

ありがとうございます。私もお伝えしようと思っていて、本当に民間にどんどんお願いしに行くぐらいでないと、多分補助の助成率の引上げも検討されていますけれども、結構なかなか難しいのではないかなと思っていて、今働きかけをしていくということだったので、今の石田しんご委員からの意見をどんどん民間に聞いていってというのと同じで、喫煙所ができるのでしたらというのは、お願いするぐらいしていかないと、3か月ぐらいあるとしても、3か月で設置というのはなかなか難しいのかなと思っているので、ぜひそこら辺の働きかけをお願いしたいなと思っています。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○藤原委員

今回のパブリックコメントで分かったことというのは、整備促進に肯定的な方が91%もいたということですね。これは間違いない数字だと思うのですが、そこで、さっき課長の答弁の中で、たばこ税とのバランスというか、その辺がまだ勉強不足でというような答弁があったと思うのですが、それは勉強不足というよりも、予算書を見れば分かりますよね。つまり、何が言いたいかというと、毎年約30億円たばこ税という項目で出てくるわけですね。誰が見たって予算書、決算書を見れば、30億円ぐらいのたばこ税が入っているのだということは分かりますよね。たばこ税というのは、たばこを買った方が支払っている税金で、そこで30億円ぐらい入ってくるわけでしょう。であるならば、たばこ税は受益者負担というのがあるではないですか。さっき石田しんご委員からも出ましたけれども、皆さんが支払ってくれているたばこ税の中から公衆の喫煙所を作りましたと広報して、自分たちが払っているたばこ税がこういうふうに使われて、たばこを買った人たちの権利としてこういうふうに作ってくれるのだと。たばこの税金は高いではないですか。でも、喫煙所が増えたとかになれば、納得してくださると思うのですね。

同じことを何回も言ってしまうかもしれませんが、買ってくれるだけで、品川区に30億円も入るのですよ。品川区の中で、区内で買ってくれたという意味でね。そうしたら、課長、財政課とかに行くでしょう、予算のときに。そういうときに、30億円も入っているではないかと。そうしたら、その人たちのために喫煙所を作ってもいいではないですかという要望を財政課とやりますよね、財政課の執務室で。そこで強く言ってもらいたいのですよ。いや、言ってもこうなのですよというならいいけれども、さっきの答弁で、いや、ちょっとこれから勉強をしていきます。勉強するという意味合いではないでしょう、

これに関しては、だってパブリックコメントをやっても、数字で出るわけですよ、作ってほしいと、整備しろと。これは区民の声ですよ。区民の声をせっかく受け取ったわけだから、それを行政でどういうふうにしていくかというのが私たちの仕事ですよ。その辺をしっかりと財政課等に要望していつてもらいたいと思うし、作ってもらいたいというのが区民の考えですよ。公衆の喫煙所を。この辺はきちんと押さえていただきたいと思いますので、その辺が1点。

それともう一点は、ちょっとすみません、具体的な質問になってしまうのですけれども、西大井駅前はどうなっているのですか。駅前に去年から作ります、いろいろやりますと言って、今年度中にはやってくれるというような答弁をいただいているのに、あれですか、3月に入って、一日二日でパネルをぱっぱと貼って終わりになってしまうのですか。私は違うと思っていますよ。

今日はパブリックコメントだけれども、公共の施設、喫煙所という意味で、何回も要望している西大井の駅前はどうなっているのでしょうか。その辺についてお伺いします。

○河合生活安全担当課長

すみません、先ほどの私の説明がちょっと不足していたようで、私が勉強するというのは、喫煙所を整備したその財源がたばこ税であったかどうかを表示できるかどうかということですので、たばこ税が30億円入っていて、それで整備していくというのは当然分かっていますし、たばこ税としてそれができたのかというのを表示できるかどうか分からないので、そこは確認させていただきたいという趣旨で答弁させていただきました。申し訳ございません。たばこ税のことを勉強しますということではありません。使ったかどうかを広報できるのかがちょっと分かりませんので、そこは確認させていただきますという趣旨でございます。

それから、西大井、遅いよというところで、具体的なスケジュールが今大体出てきておりまして、3月2日ぐらいから着工で、おおむね2週間ちょっとかかる工事になりますので、今あくまでも予定なのですけれども、3月21日にJTから引渡しを受けるという計画ができております。

○藤原委員

勉強していらっしゃるのですね、課長、よく分かりました。

表示できるかできないかということと言いますが、表示するべきでしょう。だから、勉強ではなくて、表示できるようにしていきますというのが行政としての仕事だと私は思いますし、課長、答弁漏れではないかもしれないけれども、たばこ税という大きな税金をたばこを買う方が支払っているわけですから、支払っているわけですよ。たばこ税という項目で30億円上がってくるわけですよ、大体安定して。だから、もっと財政とかそういうところにこれだけの税金が毎年上がっているのだからということを書いてほしいと、予算付けしてほしいというようなことをお願いしているのですけれども、その答弁をいただいているので、勉強不足だ、勉強不足ではないということを伺っているのではなくて、どんどん要望していくべきではないですかと。

区民は施設を作ってほしいとお願いしているわけですから、こういう声もパブリックコメントであります。なおかつ、毎年30億円というたばこ税も入っています。だから、どんどんそういう意味で、ここに予算をつけてもらってやっていくべきではないですかということを財政課にリクエストしていくべきではないかと。ただリクエストしているけれども、財政課が全然やってくれないのですということのだったら、またそれは僕たち議員がいろいろな委員会ですべて求めていくということになるわけですから、その辺の答弁をいただきたいと思います。

あと、西大井の件、安心しました。もう予定が決まっている、私もあそこの駅を降りたときに、ああ、

よかったなと思えるようになると思いますので、期待しています。

前段の質問の答弁をお願いします。

○河合生活安全担当課長

財政へのお願いといいますか、予算要望に関しましては、やはり喫煙所が不足しているという認識の下、予算要求を、例えば民間喫煙所をこのぐらい進めたいとか、喫煙所設置のときには、例えば候補地が決まり次第、補正予算でも対応をお願いしますという申出をいろいろしていますので、今後もそういったところでやはり状況に応じて対応できるように検討したいと考えております。

○藤原委員

質問してよかったです。補正予算を組んでもやってほしいと財政課のほうに言っていたのですね。よく分かりました。今日はここで終わりますけれども、今度財政のほうが出たときに、これだけ所管課から出ているのに、なぜ作らないのだと。区民の声もあるのにという形で、財政課のほうにしっかり私も議員の1人として要望していきたいと思っておりますので、課長、これだけ言ったのですから、私もバックアップしていこうと思っておりますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○河合生活安全担当課長

今、財政課がつけてくれないということではなくて、実際に、具体的なそういった調整ができたときはお願いしますということで、例えばつけないと言っているわけではないので、こちらがまだ不足しているところもありますので、そこは財政課と連携しながらやっておりますので、財政課がつけてくれないということではありません。私たちの具体的な案が決まっていないところもございますので、必要になったとき、その状況に応じて補正予算で対応しようかという検討はしておりますので、そういったところで認識していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

先ほどからパブリックコメントの周知のことについてご質問、ご意見が出ておりますが、私も同じで、やっぱり人数がちょっと少ないなと思ひまして、意見募集期間の設定の仕方ですけれども、私はかつて品川区は他の区に比べてパブリックコメントの募集期間が短いのではないかとというので調べたりしたことがあったのですが、この意見募集期間の設定については、どうしてこの期間なのかなということと、周知に広報しながらの12月1日号、意見募集が始まる時になって初めて出しているということになるのではないかなと思うのですけれども、何かもう少し、なるべく広く意見を出してほしいというような姿勢を見せてほしかったなど。

生活者ネットワークとしては、しかるべき、これは意見をみんな出してほしいというものは、わりとそれを察知しますと流すのですよね。こういうパブリックコメントが募集されていますので、ぜひ皆さん、意見を出してくださいと出すのですけれども、この意見募集の期間というのが暮れの1か月というので、ちょっと見落としてしまったなというのがあって、せめて新年が明けて、少し、例えば家の仕事落ち着いて、年明けまでやってほしかったなと思うのですけれども、この意見募集期間をこの時期に決めたということと、それから期間が1か月弱しかないですよね。それと、意見募集期間の直前になって周知、広報しながらで情報を得る区民の方が結構多いと承知しているので、何でこの期間だったのかなと、その辺について、どういう決定過程があって、この1か月というのが品川区のパブリックコメントの中でどれくらいの長さなのでしょうね。品川区がそもそも短いのです、その中で1か月頑張り

ましたということなのか、私はもうちょっと意見募集期間が長くてもよかったのではないかなと思うのですが、その辺について伺いたいと思います。

○河合生活安全担当課長

パブリックコメントの期間ですけれども、こちらのほうはスケジューリングとかを含めて、戦略広報課と調整をして大体このぐらいの期間ということで決めたものでございます。

実際、これまでにパブリックコメントの予鈴を出すということは、区民委員会のほうでは12月1日から行わせていただきますというところで、ご紹介するような形は取らせていただいたのですが、そういったところで広報しながわとホームページの両方に掲載する12月1日から周知というような形で取らせていただきました。

○高橋（伸）委員長

あと、広報しながわ、直前ということ。

○吉田副委員長

そうそうそう。だから、それもそもそも予鈴は出さないということですよ。

○河合生活安全担当課長

そうですね、基本的にパブリックコメントのときは、開始からというところで、ホームページと紙での周知というのは同時というところが原則となっておりますので、そういったところで、12月1日から周知というような形でやらせていただきました。

○吉田副委員長

もうちょっとパブリックコメントが集まったほうがいいですよ。集まったほうがいいに違いないと。そうしたら、もう少し出しやすい方法を考えてほしいというのを、かつては結構力を入れて言っていたのですが、最近、ごめんなさい、私もちょっとその辺を漏らしていたと思うのですが、やっぱりあらかじめの周知はしないという理由がよく分からない。こういうパブリックコメントを予定していますというのは、広く集めようと思ったらあってもいいのかなというのと、1か月ないですよ。12月27日が仕事納めの日だということは承知しているので、そうしたら、区がお休みの期間を含んで、もう少し先まで延ばすとか、そういうことは考えられなかったのか改めて伺います。

○河合生活安全担当課長

期間ですけれども、規定の中では14日以上30日以内というような形になっておりまして、規定にのっとってというところで、では年末まで取ればいいのかというようなことはあったのですが、ほかのパブリックコメントが3件あったのですが、そこと足並みをそろえるような形でという部分もありましたので、12月27日というところで設定をさせていただきました。

○吉田副委員長

分かりました。要は、品川区全体として、そんなに長くパブリックコメントはしないということは、かつて追求していたときとあまり変わっていないのかなと思います。ですので、ここの区民委員会マターだけの問題ではないということです、それは承知いたしました。ただ、やっぱり区民委員会としては、区民の意見を広く集めるということは役割だと思うのですよ。そういう意味では、ぜひこれもほかの所管との調整、戦略広報課との調整も必要になると思いますが、パブリックコメントは基本たくさん集まってほしいという姿勢だということは、私はそうあってほしいと思いますし、そう承知しておりますので、パブリックコメントの期間については、広報と併せて今後多くの区民が出しやすいような方向でぜひ検討していただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 「おくやみハンドブック」の配布について

○高橋（伸）委員長

次に、(2)「おくやみハンドブック」の配布についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

「おくやみハンドブック」の配布についてご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

初めに、1、改定の目的でございます。ご遺族が行う手続きについては、令和元年10月より、「ご遺族の方へ」というA5判の小冊子により案内を行ってきましたが、小さくて見づらいといったご意見があったことや、令和6年4月から、相続登記の申請が義務化されたことなどを踏まえ、内容の充実を図るため、「おくやみハンドブック」として改定したものでございます。

次に、2、主な変更点でございますが、冊子のサイズをA4判とし、文字のフォントを大きくし、見やすくいたしました。また、新たに項目を追加しました。追加した項目については、「おくやみハンドブック」をご覧ください。

まず、4ページの区民葬儀について、次に5ページの斎場・火葬施設について、飛びまして、12ページの区民相談室（専門相談）の案内、13ページには、令和6年4月1日から義務化された不動産の相続手続き（相続登記）について、14ページには、法定相続情報証明制度について、そして裏面に相続人順位についてを追加させていただきました。

次に、また資料に戻りまして、「おくやみハンドブック」の配布場所でございますが、戸籍住民課、各地域センター、サービスコーナー、おくやみコーナー、区民相談室のほか、ホームページにも掲載いたします。

最後に周知方法でございますが、「おくやみハンドブック」の特性上、積極的な周知のしづらい内容のものでございますが、必要な方に情報が届くように、ホームページへの掲載のほか、死亡届提出時の配布や窓口等で希望される方に配布していきたいと考えております。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

おくやみコーナーですけれども、利用状況はどんな感じなのか、人数というか、その辺をお伺いしたいのと、ハンドブックの5ページの臨海斎場ですが、上のなぎさ会館は利用料金を書いてあるのですが、利用料金というのは区民の方は気になるころだと思っておりますが、こちらは未記載なのですが、結構複雑なものでしたか。未記載の理由というのですか、できれば記載したほうがいいのではないかなと思っておりますが、そこについてはいかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

まず、1点目のおくやみコーナーの利用状況についてでございます。おくやみコーナーにつきましては、令和6年1月から開始いたしまして、ちょうど丸1年たったところでございます。年度をまたぎますが、1年間での相談件数は513件ありまして、利用率、利用者の出し方ですけれども、年間、品川区でお亡くなりになられる人数が、おおよそ3,500名でございますので、そうしますと15%、7人に1人ぐらいの方が利用されているといった状況になっております。

次に、2つ目のご質問で、なぎさ会館と臨海斎場との比較で、臨海斎場の利用料金が記載されていない理由ということでございますが、こちらの臨海斎場につきましては、まず区の施設ではないということと、もう一つ、臨海斎場は3年に一度料金の改定を行っておりますので、その関係で記載はしておりません。

○安藤委員

513件ということで、年間死亡者数も併せて、ありがとうございます。正直、亡くなった場合、親族、誰もが困ると思うので、もう少し、逆に言うと利用がある、需要があるのではないかなと思いますので、もう少し広報を強めていただく必要があるのかなと思います。これは意見です。

それと、利用料金、確かにちょっとそういうのはあると思うのですが、何か冊子、別紙でもいいので、わら半紙みたいなものでもいいので、ぜひ料金のことも知らせてほしいので、できる範囲でいいのですが、そういった工夫もしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。これは質問させていただきます。

それと、配布ということですが、いつからなのかということと、あといろいろなところに置くということですが、一方で4の周知方法の(3)を見ると、希望者に配布とあるのですが、つまり自由に持っていけるようにしたほうがいいのではないかと思います。そういうふうになっているよということであればそれでいいのですけれども、それはいかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

まず、1つ目の利用料金の記載についてでございますが、利用料金を記載するかどうかにつきましては、また次回改定する際に検討していきたいと思っております。

続きまして、2点目の配布の時期でございますが、こちらは1月から配布をさせていただいております。

また、希望者が自由に持っていけるかどうかというところでございますが、今設置しているか、していないかと言いますと、統一的な対応はしておりませんので、窓口等でお声があったときにお渡しをしているというような形でしております。

ただ、十分な配置場所があれば設置はしたいと思うのですけれども、ものがものだけにといいますか、やはりおくやみというそういった特殊な資料でございますので、配置に当たっても配慮が必要かなと思っておりますので、十分な配置スペースがあるのであれば、そういう場所に配置をしたいと思っておりますが、ない場合に無理やり場所を作ってというところまでの対応はしていないところでございます。

○安藤委員

高齢化社会ということもありますし、本当に身近な課題になってくると思いますので、無理やりということは申しません。各現場で工夫していただいて、直近でそういうことがなくても、ふだんから知っておくとすぐくたけになって、心の準備になりますし、そういった意味では、事前に必要だなと思う人が取れるようにしていただければと思いますので、意見として言わせていただきます。

○高橋(伸)委員長

ほかにございますか。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。これはA4サイズになって字が大きくなったということで、高齢者の方も非常に見やすく、配慮があつていいなと思います。事前に見ておきたい方という意見も今ありましたけれども、配布のタイミングというのをもう一度確認をお願いします。

○築山戸籍住民課長

配布のタイミングでございますが、こちらは死亡届が提出された際にお配りをしているという形になります。ただ実際は、死亡届を届出されるのは、葬儀会社の方が代行される場合がありますので、葬儀会社を経由してご遺族の方に届くというような形になっているかと思ひます。

○おぎの委員

ありがとうございます。死亡届のときにお渡しするということで、区民葬儀で対象の葬儀会社も、対象の案件については、品川区から費用が出るということですが、受け取ったタイミングで葬儀会社を別のところをお願いしていたりすると、品川区の区民葬儀の対象になるのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○築山戸籍住民課長

区民葬儀の件でございます。こちらの区民葬儀につきましては、区が補助を出しているというのではなく、こちらにある区民葬儀取扱店の厚意によって比較的低廉といひますか、低価格帯で葬儀ができるように提供しているというものでございまして、あくまで葬儀業者のサービスという取扱いになっております。また、取扱いのメニュー等につきましては、記載のとおり様々ございまして。しかしながら、おっしゃるとおり、取扱いしている事業者は限られておりますので、こちらに記載されている事業者のみのサービスという形になっております。

○おぎの委員

ありがとうございます。区民葬儀取扱店一覧、こちらをお願いすると、こちらのご厚意で、祭壇、霊柩車、火葬料金、遺骨収納容器が価格を抑えた形で区民の方はやっただけしているということで間違ひないのでしょうか。

これは、こちらの区民葬儀取扱店に区から助成金とかそういうのが入っていたりはするのでしょうか。

○築山戸籍住民課長

区民葬儀の対象になるのは、こちらの取扱店で扱った場合になります。

また、助成金等については、区からは一切入っておりません。

○おぎの委員

ありがとうございます。助成金はなく、こちらの品川区の会社がやっただけしているということなのですね。分かりました。

ちなみに今何%ぐらい活用されているとか、そういったデータというのとは分かりますか。

○築山戸籍住民課長

区民葬儀券を品川区のほうからお渡ししているのですが、直近の交付実績でいきますと、令和5年度は160件の交付になっております。

○おぎの委員

ありがとうございます。先ほどおっしゃった年間に3,500名お亡くなりになられているうちの160件がこちらの区民葬儀券を使用したということですね。分かりました。

続けて、関連で内容の質問をさせていただきたいのですけれども、12ページに区民相談室というのがありますが、ここはどんな相談が多くて、どういった方が対応しているのかというのと、分かる範囲でお答えいただければですけれども、15ページの相続税のところ、最近、品川区でも外国籍の方の土地の取得が増えていると思うのですけれども、外国籍の方が亡くなられたときの土地の取得をされた方の相続税というのはどうなっているのかなと。以上2点、お願いします。

○築山戸籍住民課長

2つご質問いただいているところでございますが、まず、12ページの区民相談室についてですが、こちらにつきましては、所管が戦略広報課になっておりますので、こちらのほうではその内容ですとか、どういった内訳かというのは把握しておりません。申し訳ございません。

もう一つ、相続税につきましても、税についてはこちらのほうでは所管しておりませんので、申し訳ございません。

○おぎの委員

分かりました。ありがとうございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

1点だけ、先ほど安藤委員からあった臨海斎場の利用料金についてですけれども、確かにご利用される方は気になる場所ですね。ですので、ここを見ると2行ぐらいはスペースがあるのだから、十分入れられるのではないかなと思うし、例えば申込みのところに「葬祭業者にお問合せください」と書いてあるわけですよ。ですので、例えば何年何月時点の料金はこれくらいだと。ただ、注釈でここは3年に1回変更される可能性があるんで、詳細は会場にご確認くださいみたいなので可能なのではないかなと思う。もうこれは作ってしまったわけですよ。だから、今から入れるのはなかなか難しいと思うのであれですけれども、ぜひ今後の参考にしていただきたいなと思います。やっぱり、相手側が何を情報として求めるのかというのが大事で、きっと料金というのは一つ大きなものではないかなと思うので、ぜひ次回を含めて、増刷されるときには検討していただければと思うのでよろしくお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○藤原委員

4ページの区民葬儀についてですけれども、「葬儀費用の負担軽減などの区民要望」というのですけれども、まさにそのとおりですよ。葬儀の質は下げないで安価にさせていただいたほうが良いというのは区民の思いだと思うのですけれども、課長、先ほどの答弁で、区から助成とかを葬儀屋に渡していませんよ、葬儀屋の厚意でというのは分かるのですけれども、調べたといいますか、この葬儀自体は、いわゆる一般の葬儀より間違いなく具体的に安価なのですよ。安いのですよね。安いという調査というか、一般的にはこうだけれども、具体的にこれだけ安くなるのですよというのをきちんと担保として持っていないといけないと思うのです。

なぜかという、利用方法で、「区役所で死亡届を提出する際に区民葬儀券の交付を受け」と書いてあるではないですか。区が発行しているのだから、葬儀券をもらってあれすると大分安くなるのだなと区民の方は思うと思うのですよ。だから、その辺、具体的に一般の葬儀はこうだけれども、同じ葬儀、いわゆる一日葬とか、直葬、火葬だけするのだと一般だとこのぐらいだけれども、このシステムを使う

と、これだけ安くなるのですよという具体的な数字を持っていないと、ここまで業者を紹介して、券まで出して、行政という公のところでやっていいものなのか、担保があればいいのですよ。だから具体的に伺いたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

料金についてでございますが、委員がおっしゃるように、一般と比べて安いかどうかというところまで担保できているかというところ、できていないというところ、やはり葬儀の価格については、一般の葬儀会社がオープンにしていないというところがございますので、区としても一般の価格帯が幾らかというところは、はっきりとしたところが分からないというところがございます。葬儀の内容によって、個々によって金額が異なってくるものだと認識しております。

その上で、今回ここで区民葬儀について記載しておりますのは、区の行政の窓口で、区民葬儀取扱店の区民葬儀を利用するに当たっては、区民葬儀券というのが必要になりますので、そこは周知が必要ということで掲載をさせていただいているところがございます。

○藤原委員

課長、その辺を踏み込んで、担当の課としてしっかり私は押さえておくべきだと思いますよ。もちろん葬儀に関して、お通夜、告別式をやったり、お清めのご飯とか、お返し物とか、生花はどのぐらい出したかとか、あと棺の中に入れるお花とか、それは個々で違ってくるのであえて言った。何を言ったかというところ、一日葬、また直葬、火葬だけだと、臨海斎場であれば臨海斎場の使用料と火葬料、そういうので大体そんなに金額というのは変わっていかないですよ。だからそういうのも含めて、やっぱり公が紹介をしているわけだから、これはどう考えても調査をしても安価ですと、だからご推薦しているのですよということをしちんとした形でおかないと、いや、区民葬儀よりも安いとなってしまうたら、ちょっと方向性が違ってくると思うからこういう質問をさせていただいているのですよ。と思っています。だって、公が区民葬儀券を発行しているから、お願いする方は、だから安いのだと思います、区民の方は。ですよ。

だから、やっぱり担当所管としては安いのですと、一般に比べて間違いなく安価なのですと。それは、大体うちが細かく調べなくてもいいけれども、大体、これこれこういうふうにかかるところが、これだけ安いのですよというしっかりした担保を持っていないと私は違うと思っているので、その辺についてはいかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

この区民葬につきましては、安いということを保証しているものではありませんので、あくまで制度として、区民葬儀というものがあって、その取扱店が区民葬として定められた価格で葬儀を提供しているというところの紹介をしているものでございます。

○藤原委員

でも、葬儀費用の負担軽減を目的にしているわけですよ。その区民要望に応えるのだという意味でこういう葬儀を設定していますよとなっているのだから、決して値段が安いとかそういうことではないと答弁をいただいたら、前提が崩れてしまうではないですか。だから、その辺だけはしっかり担当として押さえておいていただきたいと私は思っているのです。ありえないと思うけれども、一般の、個々に扱っている葬儀社に頼んだほうが区民葬よりも、同じような内容で安かったとなってしまうのは、区が券を出して絡んでいるのだから、私はいけないと思うのですよ。

その辺だけはきちんと押さえていただいて、課長、一般的な葬儀はこのぐらいですよ、今、現実。

安価ならいいのですよ。ありがとうございますと、厚意でやってくれているのでしょう、ここが。ありがとうございます、安くしてくれて。でも、どう見ても高かったら、何なのとなってしまうではないですか、後から。その辺について、しっかり押さえていていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

やはり、なかなか一般的な葬儀の価格帯がどのラインが妥当かというのは、こちらで判断するのは非常に難しいかと認識しております。その中で、この区民葬儀というのは、加盟する葬儀会社が、記載のとおり負担軽減を目的として価格を設定して提供しているサービスでございますので、そちらを紹介させていただいているというところになります。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川歴史館リニューアル特別記念展「品川の海と海苔」について

○高橋（伸）委員長

次に、(3)品川歴史館リニューアル特別記念展「品川の海と海苔」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大森文化観光戦略課長

私からは、品川歴史館リニューアル特別記念展「品川の海と海苔」についてのご報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。

1枚目が説明資料で、2枚目はチラシという形になってございます。

品川歴史館が4月21日にオープンしまして、第1弾として黒船来航、第2弾として、ご視察いただいた「品川の海に御台場ができるまで」、それに次ぐ第3弾という形で、今回の「品川の海と海苔」となっております。

ご存じのとおり、品川沖では江戸時代から魚介類が豊富に獲れまして、遠浅の地形を利用して海苔養殖を行っておりました。リニューアル記念としまして、その部分を取りまして、徳川将軍家に献上されて江戸前の名物となっていた品川の海苔、その養殖が終わる昭和時代、昭和38年に終わっているのですが、そこまでを取り上げて展示をしていくというものでございます。

主に品川歴史館に所蔵している写真や古文書、絵葉書、それから海苔生産に使用した道具等を展示しまして、今見ることができない品川の海苔づくりの歴史を紹介してまいるという趣旨でございます。

期間は1月18日、先週の土曜日から始まってございます。3月23日までということになります。休館日は、品川歴史館の休館に合わせた月曜日となりますが、開館期間中、2月24日が振替休日で祝日になりますので、そちらは開館するといったことで、その次の日の2月25日火曜日が、この週だけ休館日が変更となります。観覧料等は一般の入館金額で見ることができます。

内容等をご覧のとおりになります。主な展示品に関しましても、先ほどご説明したとおり、歴史館の所蔵品を主にしております。

予算額につきましては、198万7,000円ということで、主に展示製作委託費、それからチラ

シ・ポスター等の宣伝費という形になります。

周知につきましては、広報しながわ1月11日号にて周知をいたしております。それから、歴史館のホームページ、チラシ、そのほか、大田区の海苔のふるさと館や郷土博物館へのチラシの配架、それから、「ハタチの龍馬」のXでの発信、それから観光協会のご協力を受けまして、ホームページやチラシの配架をしたという形になります。

その他、こちらの期間中に特別記念講演会ということで、「海苔の歴史・生産・流通」という題を出しまして、大田区の郷土博物館の学芸員の方、大森海苔のふるさと館の職員、それから品川歴史館の学芸員の3名による講演会を計画しております。

それから、学芸員による展示説明、1月26日と3月22日、こちらは行けば聞けるというような趣旨で、2日間、小一時間の説明をすると、そういった予定になります。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

先日視察に行った際にも、小学校の子どもたちが来ていたのですが、分かる範囲でいいのですが、区内の小中学生が歴史館を見学するルールというか、現状はどうなっているのかということと、ルールというのは、いつ、どれぐらいの人が来るのかということか、そういうのがもしあればということと、この期間中に訪れる学校とかはあるのでしょうか、お聞かせください。

○大森文化観光戦略課長

区内の小学校の視察ですけれども、リニューアル後の6月25日から、後地小学校3年生をはじめ、先々ですと2月21日の荏原平塚学園の生徒までが予定されております。本日現在というところでは15校、1,238人、主に小学校3年生の社会科見学というところで使われていることが多いようで、1例だけ、大井第一小学校だけ6年生とか2年生が視察に来ているといった状況でございます。

○高橋（伸）委員長

あと、期間中。

○大森文化観光戦略課長

すみません。期間中は1月30日に南小学校、それから2月に浜川小学校と荏原平塚学園が予定されておまして、そちらはまだ人数が出ていないので予定ということになります。およそ50人から100人ぐらいの人数でいらっしゃるということなので、多くて200人から400人ぐらいかなと思っております。

○安藤委員

ありがとうございます。視察に行ったときもいい話をされていて、小さい子どもたちでも結構楽しめるような内容になっていて、すごいなと思って帰ってきましたけれども、とてもいい施設だなと思いましたので、小学校3年生が主ということですが、後期課程というのですか、いわゆる中学生ぐらいも含めて幅広く取り組みに生かせるような状況になればいいなという思いをはせたということで、感想を述べさせていただきました。

○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

○おぎの委員

ありがとうございます。私からは2点だけ。学芸員の配置についてですが、学芸員は今何人ぐらいで、どういった配置になっているのかということと、あと茶室がここにあると思うのですけれども、今、茶室の利用率というのはどれぐらいでしょうか。

○大森文化観光戦略課長

まず、学芸員の配置ですけれども、正規の職員の学芸員が1人と、それから会計年度任用職員ということで3人の計4人が学芸員として館のほうに詰めているという状態です。それぞれ年代が違う方たちがいらっちゃって、そこでいろいろな企画展とか特別展とかを企画していくというような形で、学芸員の方たちのご協力の下、展示をしていただいております。

茶室の利用率については、今手元に資料がないので分からないのですけれども、文化の日等、区内の茶道・華道の協会等でご利用いただいているということで、新しくなって利用ができるようになったということで喜んでいただいております。すみません、手元に資料がなくて。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

1点だけ。先ほど安藤委員からもあった学校の利用のところはいいのですよ、全然否定もしないし。ただ一方で、こういう施設というのは、静かに見たい人というのがいるわけですよ。例えば、この日は、学校の社会科見学があります。何時から何時の間はあるのでご了承くださいみたいなことがどこかで分かると、例えばちょっとそういうのは嫌だな、静かに見たいなと思う人はそこを避けて行けるようになるわけですよ。来館者の方も様々いるので、もちろん、そういうのは全然大歓迎で、にぎやかで、子どもたちの声が聞こえていいやという人もいれば、そうではない人も、特にこういう施設というのはいるのかなと思うので、ちょっとその辺を配慮できるような、何か広報の仕方みたいなものをぜひ考えていただきたいと思うので、その辺、今あるのかどうか教えていただきたいと思います。

○大森文化観光戦略課長

アドバイス、ありがとうございます。今はそういったことはしていませんが、歴史館のホームページが個で立っていますので、そちらのほうであれば、ある程度歴史館側の裁量でできるかなと思うので、そのあたりを歴史館のほうと相談させていただいて、団体利用がある場合には、本日何時から何時まで団体利用がありますみたいなことを周知できればと思います。

○石田（し）委員

お願いします。

○大森文化観光戦略課長

ありがとうございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) しながわシティランの開催に向けた進捗について

○高橋（伸）委員長

次に、(4)しながわシティランの開催に向けた進捗についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三井スポーツ推進課長

それでは、私のほうからしながわシティラン開催に向けた進捗について、ご報告させていただきます。

6月の区民委員会で、しながわシティランに関するご報告をさせていただきましたが、本日はその後に進捗があったものを中心にご説明させていただきます。

まず、先週の1月17日に第4回としながわシティラン実行委員会を開催しまして、主に協賛企業が多く集まったことによる協賛金の増加など、そうした予算関係を審議しまして、また大会運営、交通規制、各種募集状況、当日のイベント内容等についてご報告をさせていただきました。

資料のほうをご覧ください。

1番の目的は特に変更がございませんので省かせていただきます。

2番の会場についてになります。こちらは大井競馬場がメイン会場となっております、こちらに大会本部や総合案内、更衣室・手荷物預かり所、イベント会場や協賛ブース等の配置を予定しております。

基本的にランナーの方には、こちらの大井競馬場に集まっていただきまして、そこからスタート地点であるしながわ区民公園のほうに移動する予定となっております。

マラソン大会の場合、朝、トイレが大変混雑することが見込まれておりますが、今回、大井競馬場のほうで施設のトイレを使わせていただけるということになりましたので、また足りない部分は仮設トイレも設置しまして、参加者にとって十分な量の配置が見込まれております。

次に3番、各種募集状況をご覧ください。今回、令和6年9月から10月まで参加者募集を行いました、全ての種目において定員を超える申込みがありまして、抽選により参加者を決定させていただきました。こちらのエントリー確定者数は定員を下回った数になっているのですが、これは実際に参加料の入金手続きをした方になります。一応入金率も考えて、多めに当選させたところ、このような確定者数となっているところです。

また、ファミリーラン1kmについては、定員を大幅に超える申込みがございまして、もともとは125組としていたのですが、大体1,300組の申込みがあったので、今回可能な限り対応できるようにということで、それでも足りないのですが、2倍の250組に増やさせていただいて対応したところです。

次に、(2)公募ボランティアの募集についてになります。こちらも参加者募集と同じ時期、少し遅れて募集を開始しまして、9月から11月まで募集したところ、団体以外のボランティアにつきましては、大体100名程度を想定しておりましたが、個人での申込みが今回約90名、2人以上のグループでの申込みが約30名の合計約120名と想定以上の申込みがありまして、こちらも締切りを前倒して受け付けを終了させていただいたところになります。

なお、公募ボランティアには主に会場内での誘導等の業務を行っていただく予定です。

次に、(3)協賛企業募集結果をご覧ください。こちらは昨年の5月から12月まで募集を行いました、合計約50社からの申込みがありまして、約4,000万円の金銭協賛をいただいております。

なお、金銭協賛以外にも大会当日に会場内で飲食物等を提供する物品協賛や、オフィシャルパートナーとして参加賞Tシャツだったり、あと給水所の運用の一部協賛をいただくなど、様々な協賛をいただいているところになります。

それでは、次のページをご覧ください。

(4)クラウドファンディングの募集結果になります。今回クラウドファンディングで4万円以上寄

附された方につきましては、希望された方に10kmコースの出走枠を進呈するという事で、寄附の募集を行いまして、今回合計13名の方から約50万円の寄附をいただいております。なお、この寄附13名の方のうち、12名の方から10kmコースの出走枠の希望をいただいております。

次に4番、大会当日のイベント内容についてです。現在こちらは、実行委員会のイベント部会にて企画のほうを進めておりますが、メイン会場である大井競馬場内において、協賛企業などのブース出展やチアダンス団体による応援、あとはゲストランナーによるトークショー、それ以外は協賛企業からご提供いただいた景品が当たる抽選会などを予定しております。

また、10kmコース上にあります大井ふ頭中央海浜公園のホッケー競技場では、区内団体による吹奏楽の応援や和太鼓の応援を行いまして、ランナーの応援をしていく予定になっております。こちらの吹奏楽のほうは、区内の八潮学園の吹奏楽部にもご協力いただけることになりましたので、そちらで今進めているところです。

次に5番、大会当日の交通規制についてということで、次のページをご覧ください。添付させていただいた交通規制のお知らせになります。こちらは案となっておりますが、現在、最終的な警察署との確認をしているところになります。主に8時半から11時までが交通規制ということで、こちらの規制はエリアごとに①から⑨まで区分しております。主にスタートしてすぐの大井競馬場通り、その後、旧東海道から天王洲にかけて順次交通規制をかけてまいりまして、その後品川ふ頭橋を渡って、京浜運河緑道公園に入るまでのルートや大井ふ頭中央海浜公園前の付近、それから大井競馬場前駅を含む競馬場通りなどが交通規制のエリアとなっております。

詳細なエリア拡大図は、裏面に記載されていますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、コースにかかる路線バスにつきましても、各バス会社と調整してまいりまして、こちら一部運休を予定しております。それについては、決まり次第ホームページ等でお知らせしていく予定になっております。

また、この資料は、警察署との最終確認が終わりましたら、1月末から2月上旬にかけて、コース周辺の全世帯に郵送にて配布を予定しております。初めての交通規制ということになりますので、周知のほうを徹底していくということで考えているところです。

また、あわせて、ホームページや広報しながわ、SNS等で周知しながら、品川ケーブルテレビでの交通規制のCMも予定しております。そちらのほうは、2月中旬頃からを考えておりますが、また、コース周辺の道路に関する交通規制については、横断幕や看板等の設置もしていく予定です。

最後に6番の今後のスケジュールになります。

先ほどの資料の2枚目にお戻りください。今後は、3月9日の大会当日まで、先ほどご説明した交通規制チラシの配布や、参加者に対してアスリートビブスと参加案内の送付、公募ボランティアの説明会、最終的には警察署と消防署と大会運営に関する合同会議、そういった様々な準備を進めてまいりまして、大会当日を迎えたいと思いますので、これからも準備を着々と進めていく予定になっております。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

資料について2点お伺いしたいのですが、目的ですけれども、いろいろ書いてあるのですが、区民のスポーツを行う要求に応えるという感じですかね。その機会を提供するというのが、一番私はこれが大

事な目的だと思うのですけれども、それがちょっと入っていないのが残念なのですが、これは位置づけるべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうかというのが1つ。

もう一つは、協賛金なのですが、多分そんなことはないと思うのですが、もし余ってしまった場合、どういうふうになるのか。使うというか、全部経費でできるとは思いますけれども、そういったときはどうなるのか教えてください。

○三井スポーツ推進課長

目的ですが、これまで区民スポーツ大会の種目の1つとして区民マラソン大会を実施してまいりましたので、もちろん区民のスポーツの機会の提供という意味も入っておりますが、すみません、具体的に書けておりませんが、基本的には区民がランナーとか、ボランティアとか、応援といった様々な形で参加することにより、区民のシビックプライドを醸成するというのは、区民のスポーツをする、見る、支えるということで、参加していただくということで記載をしているところになります。

あと協賛金が余った場合は、区のほうに精算して戻していただくということで考えております。ただ実際に協賛企業が増えることでいろいろ経費も増えておりますので、そういったものを含めて、実行委員会の中の決算のほうで余ったものについては、区に返金をいただくということで、区から出している負担金を実際に減らすということで考えております。

○安藤委員

これは既に区が負担金を出しているので、その分が余った場合には充当というか、そういうことになる、分かりました。

まず、目的のところはもちろん入っていますということなので、それはそれで分かりましたということなのですが、やっぱりスポーツ基本法でもありますように、スポーツは人々の権利とうたっているわけだし、一義的なところはやはり健康増進とか人との交流ですとか、豊かな人間性を育むですとか、子どもたちの成長にも寄与するとか、やっぱりスポーツをすることで、その人の、何とかな、生活環境とか、人生が豊かになる、そういうものを提供するというのが私は一義的な目的になるのではないかなという思いがありますので、今後入っているというのであれば、ぜひそういったところも忘れずに、一言でもいいので入れてほしいと要望させていただきます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。協賛企業の募集結果のところをお伺いしますが、企業数が結果として51社で、協賛金額が4,000万円ほど集まったということで、素晴らしいと思います。企業数には物品協賛等も含むということで、物品で協賛されている会社のものは、金額には含まれていないですよということも1つと、こういったものが協賛品として集まったのでしょうか。先ほど抽選会にも、こちらを活用するというお話でしたが、内訳をお聞かせいただけたらと思います。

○三井スポーツ推進課長

物品協賛のほうは協賛金額には入っていない状況になります。あくまでも金銭協賛の額ということになっているところです。物品協賛のものについて、例えば浴場組合からはタオルの提供をいただいています、それを実行委員会と、実際にしながわシティランのデザインをしていただいて、参加者の方に配るというようなことも考えていたり、その他、飲料で言うと、実際に給水所とかで出していただく飲料の一部を物品として提供していただいたり、あとは3か所で、ジュニアランとかファミリーランでお

菓子等の配布を予定しているのですが、そういったお菓子の提供をいただいているところもございます。その他、複数あるので、事例としてはそのような形になっております。

○おぎの委員

ありがとうございます。バラエティ豊かな協賛があつていいなと思います。

交通規制を行うということで、結構時間を見るとタイトなスケジュールになっていると思うのですが、ふだんあまり運動をされない方でも、イベント的に参加される方というのがいらっしゃると思うんですね。10kmだと、どうしても規制に間に合わない方が出てくると思うのですが、そういった方の足切りといえますか、規制解除になってしまった方の対応とか、具合が悪くて足が痛くて動けなくなってしまった方などの対応というのは、どのようにされる予定でしょうか。

○三井スポーツ推進課長

交通規制がありますので、実際に収容閉門、足切りを設けておりまして、収容閉門を今2か所ほど考えているところですが、第1か所目が、こちらの交通規制の資料で言いますと、④の矢印の手前ぐらい、海岸通りの手前が第1収容閉門、あとは中央海浜公園前の緑道からの出口のところ、こちらにそれぞれ収容閉門を設けまして、交通規制の解除の前に収容閉門で実際に足切りのランナーはそこでストップしていただくということで、そういったことは事前に大会要項等で参加者の方には知らせているところになりますので、実際にそこで引っかかってしまった方は収容バスとか、地点によっては歩いて帰っていただくとか、状況に応じて対応していくところですが。

また、足が痛くなってしまった場合等は、救護所を5か所用意しております。その救護所の近くであれば歩いて行っていただくのか、歩けない状態なのか、そういったことを判断しまして、当日は医療観察スタッフが10名ほど自転車で回っていますので、医療観察スタッフのほうで、救護本部と連携しながら対応を考えていくところになります。

○おぎの委員

ありがとうございます。最後に1点だけ、しながわシティランの広告動画を作られていて、あれを私もSNS等で時々拡散させていただいているのですが、あの動画はどなたが作って、金額はどれぐらいかかっているのでしょうか。

○三井スポーツ推進課長

今、すみません、手元にはないのですが、基本的に出ている人たちは地域の人とか職員とかで、あまりお金がかからないように出演する人は私たちで、関係のスポーツ団体とか、いろいろ宣伝しながら、撮影に臨んだ形で、委託事業者をお願いしまして、大体金額等は1個だけではなくて、30秒動画と2分か、すみません、今すぐ出てこないのですが、動画を2本作って大体100万円程度だったかなと思います。大体が機材の費用と人件費で、編集はほとんどそこまでかかっていなかったかなと思います。

今回実際に他のマラソン大会を見ながら検討していったのですが、まだ開催していないということもあって、大会当日の映像がなかったので一から作る形で、来年はもう少し経費を抑えてできるかなと思っております。当日の映像等を使いながらPR動画を作っていければなと思ってます。

○おぎの委員

ありがとうございます。確かに初年度なので動画に使う素材がないという部分もあるのかなとは思いますが、今後も続けていけるように、来年を見越してまた広報戦略をかけられるように、今年のうちから大会の記録としていろいろな画像を撮っていただきたいと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

まず1点、エントリー者数と確定者数の品川区内、品川区外の内訳を、10kmとジュニアラン2kmとファミリーラン1kmで、それぞれ教えていただければと思います。今後、次年度以降にも関わってくることだと思いますので、ぜひお聞きできればと思います。

○三井スポーツ推進課長

エントリー者数ということで、しながわシティラン10kmのほうは、区内が約1,600人、区外が約800人から900人の間ということで、大体割合としては65%ぐらいが区民の方ということになっております。

しながわシティランのジュニアラン、ファミリーランにつきましては、基本的に区民の申込みということを要件にしております。ジュニアランについては在学も含めてですけれども、ファミリーランについては在住の区民の方のみということになっております。

○ゆきた委員

確定者数は。

○三井スポーツ推進課長

すみません。先ほどご説明したのがエントリー確定者数ということで、申込者数につきましては、4,000名弱の申込みがございまして、区内が2,000名ぐらい、区外が2,000名弱ぐらいということで半々の割合になっております。

○ゆきた委員

ありがとうございます。確認できました。

あと、もう一点ですが、トイレについて、先ほどお話があったと思うのですが、災害とか人がかなり集まるようなところには、必ずトイレ問題というのが出てくると思います。このトイレ問題で、大井競馬場の施設内のトイレを使えるようにというお話もあったと思うのですが、2月中には、トイレトラックのお披露目と活用ということもあると思いますが、こちらの運用について、防災課が所管だと思っておりますので、ここについて分かる範囲で、状況とか進捗についてお聞きできればと思います。

○三井スポーツ推進課長

トイレトラックにつきましては、防災課のほうから依頼は来ておりまして、スタート地点の区民公園で出せないかというような話も来ています。ただ、現時点では防災課と協議中ですので、実際に置く場所についてはこれから調整ということで、ただ実際に置くという方向で調整を進めているところになります。実際に活用もできればということで、防災課のほうから話を聞いているところです。

○ゆきた委員

現状、確認できました。ありがとうございます。

あと、東京マラソンでは、事前にトイレの設置ポイントが確認できるホームページがあったり、中には仮設トイレであるとか、障害のある方のトイレとか、公衆トイレの場所と数まで確認できるようになっていますが、こういった混雑を事前に避けられるような対策をより進めていただければと思います。この辺について何かお考えがあればお聞きできればと思います。

○三井スポーツ推進課長

トイレの設置場所と仮設のトイレをどこに置くかということも最近決まってきましたので、なる

べく事前に周知できればと思うのですが、こういった形でできるのかは、これから検討してまいります。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せお委員

ご説明ありがとうございます。今までのご説明とか質疑でほとんど理解できておりますので、私はちょっと細かいところで申し訳ないのですけれども、4番のイベントですけれども、この辺はイベントを楽しみにしている方もいらっしゃると思うので、どこで何をやるとか何時ごろみたいな、そういうスケジュールみたいなものとか、地図とかそういったものはこれから出てくる予定なのでしょうか、お聞かせください。

○三井スポーツ推進課長

イベント内容につきましては、スケジュールを現在検討しているところになりますので、決まり次第ホームページ等、あとはSNS等で発信できればなど考えているところになります。

○せお委員

ありがとうございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察報告書について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表2、行政視察報告書についてを議題に供します。

既にSide Booksに掲載しておりますが、昨年11月6日の委員会終了後に行いました報告会の記録を基に報告書を調製させていただきました。

このような形で議長に報告したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ありがとうございます。

○安藤委員

内容はいいのですけれども、議長に報告する際に、こんなに素晴らしいものができているので、ぜひこれを区民に広く公開するように、併せて委員長のほうから、具体的にはホームページに掲載してほしいということですが、ぜひ委員長としてそうしたご意見をさせていただけるとありがたいなと思っております。

○高橋（伸）委員長

はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、この内容で議長に報告させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○高橋（伸）委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○築山戸籍住民課長

1月6日に発生した住民記録システムの障害への対応についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

資料の1、システム障害の概要をご覧ください。住民記録システムの障害が発生したのは、令和7年1月6日月曜日、11時20分から1月7日火曜日、9時45分までの間で、この間、戸籍住民課、地域センター、サービスコーナーにおいて、転入、転出等の住民異動、印鑑登録等の処理ができない状況となりました。

原因は、令和6年12月末に実施した住民記録システムにおけるシステム標準化に伴うシステム更改作業で、システム事業者のサーバ設定誤りにより、住民記録システムと住民基本台帳ネットワーク、住基ネットが連携できなくなる不具合が発生したためでございます。このことによって取り扱えなかった手続きは、住民異動の手続き、世帯変更や氏名変更などの住民票の内容を変更する手続き、印鑑登録、そして住民異動等に伴うマイナンバーカードの変更手続きでございます。

次に、資料の2、区の対応になります。来庁者への対応としましては、住民異動や住民票の内容を変更する手続きについては、再来庁のお願いをさせていただきました。再来庁が困難な方につきましては、書類をお預かりし、郵送や電話連絡で対応いたしました。住民票の写しおよび印鑑登録証明書については、マイナンバーカードを所持されている方には、コンビニ交付の利用を案内させていただきましたが、11時45分からシステムダウン対策システムにおいて発行処理を再開いたしました。

区民への周知についてですが、障害発生確認後、速やかに障害の発生状況についてロビーに掲出し、職員が来庁者へ説明いたしました。あわせて、ホームページ、SNSを通じて状況を発信いたしました。

次に、資料の3、今後の対応でございます。今回は、システム事業者の設定誤りが原因でございました。このことを踏まえ、ベンダーコントロール、管理監督の強化、各種チェック体制の強化について働きかけてまいります。また、品川区では、毎年デジタル推進課の主催により、戸籍住民課や地域センターなど関係課が参加し、システムダウン対策訓練を実施しております。令和6年度は9月に実施したところでございますが、訓練に参加していたため、障害発生当日は、職員は落ち着いて対応することができ、速やかに区民の皆様にご案内することができました。引き続き訓練を実施していくことで、障害発生時に適切に対応してまいります。

資料にはございませんが、本日午前中に一時システム障害が発生し、8時半から9時20分の50分ですが、異動手続きができない事象が発生いたしました。既に障害は復旧済みでございますが、あわせて、この場でご報告させていただきます。

最後に、このたび区民の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。今回の障害発生を踏まえ、窓口の手続きにおいて、区民の皆様にご不便をおかけしないよう努めてまいります。

なお、本件の報告についてですが、明日の行財政改革特別委員会において、デジタル推進課からも報告をさせていただきます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

まず、この来庁者への対応というところで、こうした対応をした、せざるを得なかった区民の方は何人ぐらいいらっしゃったのかということと、それでご納得されたのかということ伺いたいのと、本日も障害発生ということですが、1か月もたたないうちにまたということになりますと、そもそも原因というのですかね、前回の原因と今回の原因はどう違うのか、システム標準化というのは、えらい大変な作業なのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○築山戸籍住民課長

私からは、区民への対応について回答させていただきます。

まず、当日でございますが、戸籍住民課で再来庁をお願いした方は110名いらっしゃいました。また、全庁的には324名の方に影響があったというところでございます。また、ご案内した後の対応でございますが、大きくトラブルになるというようなことはなく、区民の方も、ご不便をおかけしたところではございますが、ご理解いただいたところでございます。

また、どうしても今日手続きをしなければならない方ですとか、再来庁が難しいという方に対しましては、郵送対応ですとか、個別で対応をさせていただいたところでございます。

○横田デジタル推進課長

私からは、本日の障害発生について、前回の原因と今回の原因の違いについてご答弁させていただきます。前回のミスですが、住民記録システムと住基ネットの連携部分のサーバの設定に関するパラメーターの設定ミスになります。

本日のミスでございますが、住基ネットは月曜日の朝にバッチ処理を行っているのですが、そちらの処理が終了しなかったために、オンライン処理が始まっても住民記録システムと住基ネットの連携がうまくいかなかった、マイナンバーカードの住基ネット処理も更新できなかったという事象になります。

それから、システム標準化は本当に大丈夫なのかというところでございますが、今回は住民記録システムと住基ネットとの連携部分になりまして、システム標準化とは全く関係ない部分の障害になります。

○安藤委員

すみません、もう一点だけ、ごめんなさい。今後の対応策というところの(1)のベンダーコントロールの強化というところが、結局どういうことなのかが分かるように説明してもらいたいのと、そのベンダーというのはどこになるのかと、そういう問題ではないのかしら、伺いたいと思います。

○横田デジタル推進課長

ベンダーコントロールの強化でございます。まず、ベンダーはどこかというところでございますが、住民記録システム、住基ネットは、ともに富士通ジャパン株式会社になります。

今回でございますが、どうやって検証していたかというところでございますが、住民記録システムと住基ネットの連携が、実データの連携まで検証ができずに、通信の疎通確認のみ検証を実施しておりました。

例えば、今後システム更改前の後日対応で済む処理を、システム更改後に、閉庁日に処理して事前検証するなど、検証方法までベンダーとコミュニケーションを取ることで、今後より効果的なベンダーコントロールを実現できると考えております。

例えば、12月の最終閉庁日に住民異動があった場合に、その1件をその日に処理しないで、1月の最初の日にその1件をまずは朝一で検証して、本当に障害が起きていないかどうか確認するとか、いろいろな方法ができたのかなと、検証ができたのかなと考えております。

○高橋（伸）委員長

ベンダーコントロールがどういうものかについて。

○横田デジタル推進課長

失礼しました。ベンダーコントロールでございますが、ベンダーに対する管理監督の強化という意味合いでございます。

○安藤委員

なかなか専門的なところが多くて難しいのですが、とにかく国から、上から、デジタル化というのが強烈に、個人情報保護などちょっと危険などがありながらも、そういう懸念とか不安はわりと置き去りにされて、どんどん強圧的に進められてきたというところで自治体は大変苦労しているのだなと私は思いました。大事なのは、区民の利益、区民の個人情報の保護など、そうした権利の擁護ですので、その辺をきっちりと考えて、これから取り組んでいただければと思います。

○石田（し）委員

ありがとうございます。私も1月6日どんぴしゃであそこにて、何だと。僕の場合はぎりぎり違うシステムだったので、その後普通にできたのですけれども、そのときにちょうどいたので、私のSNSで発信しました。そうしたら、何人かの方から、「ありがとう」と、「あれを見て行かなくて済んだよ」とか、そういった声をいただきました。今の時代というのは、そういった情報発信というのが大事なのだなということで、1月6日のときには少し発信したのかな。今日の部分です。今日3時間前ぐらいに、この事象が起きた、復旧をしましたという報告がX上に上がっていますが、その前の「発生しました」が見えないのです。

その発生しているという状況を知るのが大事であって、もちろん復旧したというのも大事けれども、発生しましたというのを区民の方が見て、少し時間を空けていこうとか、そういうふうな次の行動に進めるので、情報の発信の仕方というのは、ぜひ平時から、きちんとやっていただきたいなと思います。これは、平時にできていなかったら、災害時にできないですよ。災害時にもきちんと情報発信をするには、平時から日頃こういった問題が発生して区民の方が影響を受けるものに関しては、やっぱり瞬時に発信していかなければいけない。

このことによって、再発行とか再来庁とかはあったとしても、そもそも知らずに来てしまって、何もできずに戻っていく、この時間のロスというのは、社会的にも経済的にも非常に大きい影響を及ぼすので、初めから分かっていたら行かないで済むのだから、そこの情報発信というのは、僕はずっとこの情報発信といつも言っているのですけれども、特にこういったものに関してはやっぱり慎重に、平時から取り組んでもらうというのが大事なのかなと思うのですけれども、その辺についてお考えを教えてください。

○築山戸籍住民課長

情報発信についてでございます。委員がおっしゃるとおりでございますが、速やかに報告することが重要だと考えております。一方、混乱をさせないように正しい情報を正確に報告することも大事でございますので、状況を確認しながら正しい情報を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員長

ほかにはございますか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますか。

○小林地域産業振興課長

私からは、お手元のチラシに沿いまして、第34回伝統の技と味しながわ展の開催についてご報告、ご説明いたします。

本イベントは品川区の伝統工芸を区民に広く紹介し、区内の伝統的産業の振興と発展を図ることを目的として、毎年度開催しているものでございます。今回は34回目となります。

本年は今週末の1月25日土曜日および26日日曜日の2日間、両日とも午前10時から午後4時まで、きゅりあん7階のイベントホールで、品川区および品川区伝統工芸保存会の主催により開催いたします。

イベントの内容ですが、複数のブースに分かれておりまして、伝統工芸保存会の職人の皆さんによる実演をはじめとしまして、体験ブースを設けて参加者が工芸体験など匠の技を実際に体験していただく機会を設けます。今回は工芸だけでなく、季節の和菓子作りなど新たな体験メニューも設けることとしています。このほか、ステージではお琴の演奏など、また茶室ではお茶席を楽しむ機会を設けております。

さらに、味の出店としまして、品川区の商店街連合会や観光協会の協力により、お茶、和菓子、洋菓子、パン、お弁当などのお店に出店いただくとともに、品川土産を購入できるようにしております。当日はご家族で来場される方も多いイベントでございますので、NPOですとか大学生の協力も得て、お子さん向けの昔遊びコーナーを用意いたします。

開催当日まで広報しながわですとかチラシ、ポスター掲示、区のSNSなどを通じまして幅広く周知を図ってまいります。

区民委員会の皆様にも、多くの方々にご来場いただければと考えております。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後2時57分閉会